

鳥取市で計画されている風力発電事業について

1. 目的

令和3年度から令和4年度にかけて、鳥取市内で計画されている風力発電事業について、鳥取市景観形成審議会会長宛てに「審議会での適正な審議を求める」等の趣旨の市民からの意見等が鳥取市に提出されました。(別添1参照)

この意見に対し、「風力発電事業については、鳥取市景観形成条例に基づき鳥取市景観形成審議会において、鳥取市景観計画に適合するものであるかどうか適正な審議を行います。」等の趣旨の回答をしているところです。

つきましては、本審議会においてこの意見について報告するとともに、風力発電事業について審議会に諮る時期等について意見を伺うものです。

2. 景観に関する経過

・(仮称) 鳥取風力発電事業

平成29年11月	環境影響評価における計画段階環境配慮書に対し、鳥取市関係各課の意見、その他各所の意見を鳥取県知事が集約し、事業者へ意見書を提出。(別添2参照)
平成30年7月	環境影響評価方法書に対し、鳥取市関係各課の意見、その他各所の意見を鳥取県知事が集約し、経済産業大臣へ意見書を提出。(別添3参照)
平成31年2月	平成30年度第1回鳥取市景観形成審議会にて現状を報告。
令和3年6～7月	鳥取市景観形成審議会会長宛てに「適正な審議を求める」旨の市政提案(44件)が鳥取市に提出される。この市政提案について「鳥取風力発電事業については、鳥取市景観形成条例に基づき鳥取市景観形成審議会において、鳥取市景観計画に適合するものであるかどうか適正な審議を行います。」等と回答。
令和3年7月～12月	鳥取市景観形成審議会会長宛てに「自然景観の確保に努めることを求める」旨の要望書(5件)が鳥取市に提出される。
令和4年11月	令和4年度第1回鳥取市景観形成審議会にて、環境影響評価の準備書を作成する前の調査を行うため事業者が地元と調整中であることを報告。

・(仮称) 鳥取市青谷町風力発電事業

平成29年7月	環境影響評価における計画段階環境配慮書に対し、鳥取市関係各課の意見、その他各所の意見を鳥取県知事が集約し、事業者へ意見書を提出。(別添4参照)
平成30年4月	環境影響評価方法書に対し、鳥取市関係各課の意見、その他各所の意見を鳥取県知事が集約し、経済産業大臣へ意見書を提出。(別添5参照)
平成31年2月	平成30年度第1回鳥取市景観形成審議会にて現状を報告。
令和4年6月	「景観形成審議会等の検討会議での厳しい規制を求める」旨の要望書が鳥取市に提出される。この要望書に対し、「鳥取市青谷町風力発電事業については、鳥取市景観形成条例に基づき鳥取市景観形成審議会において、鳥取市景観計画に適合するものであるかどうか適正な審議を行います。」と回答。
令和4年11月	令和4年度第1回鳥取市景観形成審議会にて、「資材価格の高騰などにより今後の許認可の申請及び環境影響評価の手続き等を保留する。」と事業者から連絡を受けたことを報告。

3. 鳥取市景観計画で定める行為の制限の基準（一部抜粋）

- ▶ 位置の基準：尾根の近くにおいては、稜線を乱さないよう、できる限り低い位置で高さを抑えて行うこと。
- ▶ 規模の基準：周辺の景観にできる限り影響を与えない規模とすること。
- ▶ 色彩の基準：外観のベースカラーは、鳥取市景観計画で定める彩度の色彩とすること。

よって、景観形成審議会で審議を行うには、位置、規模、色彩等の意匠形態に関する計画が示され、かつ変更が可能な時期（おおよそ景観影響評価準備書作成初期頃）に諮ることが適切であると考えます。

また審議会に諮る際には、上記等の基準により、位置、規模、色彩等の意匠形態が鳥取市景観計画に定める基準に適合しているか審議を行うものと考えます。

※風力発電施設等については、計画段階で必ず事前協議をしていただくようお願いしているところです。

4. 環境影響評価（環境アセスメント）の手続き

環境影響評価（環境アセスメント）の手続き

（環境影響評価法）

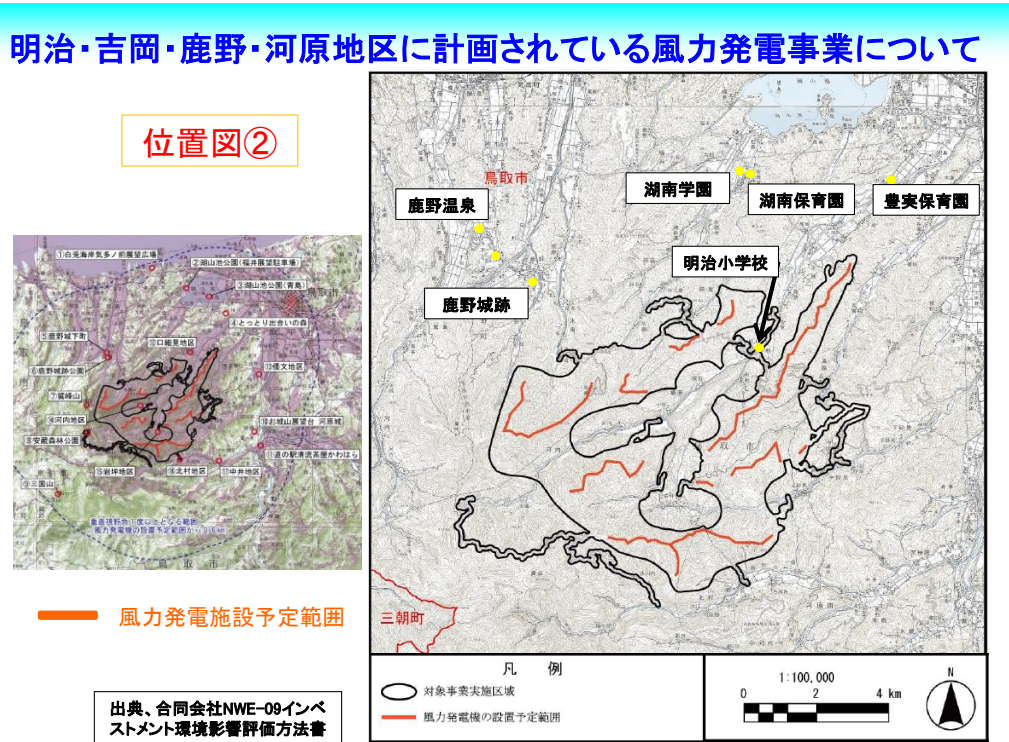


5. (参考) 平成30年度第1回鳥取市景観形成審議会資料 (一部抜粋)

・(仮称) 鳥取市青谷町風力発電事業



・(仮称) 鳥取風力発電事業





トップページ

くらしの情報
(総合メニュー)

事業者向け情報



観光情報 外部サイト

現在の位置: [トップページ](#) > [市政提案箱～市長への手紙～](#) > [過去に寄せられた提案と市の回答\(年度別に見る\)](#) > [2021年度](#) > [7月](#) > 2021.07.12 風力発電計画について 2021-A0046-01

2021.07.12 風力発電計画について 2021-A0046-01

登録日: 2022年8月30日

受付日: 2021.07.12 分類: 都市整備・都市計画・景観形成

タイトル

風力発電計画について

内容

鳥取市景観形成審議会での適切な審議をお願いします。

回答

鳥取風力発電事業については、鳥取市景観形成条例に基づき鳥取市景観形成審議会において、鳥取市景観計画に適合するものであるかどうか適正な審議を行います。

【本件に関するご質問・お問い合わせは下記まで】

都市整備部 都市企画課

電話番号: 0857-30-8322

E-mail: tosikikaku@city.tottori.lg.jp

このページに関するお問い合わせ先

市民生活部 市民総合相談課

電話番号: 0857-30-8181

FAX番号: 0857-20-3919

[お問い合わせフォーム](#)

ぜひアンケートにご協力ください

Q1. このページの内容は参考になりましたか？

 参考になった どちらとも言えない 参考にならなかった

Q2. このページの内容はわかりやすかったですか？

 わかりやすかった ふつう わかりにくかった

Q3. このページは見つけやすかったですか？

見つけやすかった どちらとも言えない 見つけにくかった

Q4. このページはどのようにしてたどり着きましたか？

トップページから順に サイト内検索 その他検索サイトやSNSなどから

送信する >



鳥取市役所

〒680-8571 鳥取県鳥取市幸町71番地

電話番号：0857-22-8111 (代表/コールセンター番号も同じ)

開庁時間：8時30分～17時15分 (土・日・祝日および12月29日～1月3日を除く)

法人番号：9000020312011

庁舎案内 >

組織で探す >

所属案内 >

リンク集 >

[このホームページについて](#) | [サイトマップ](#) | [個人情報の取り扱いについて](#) | [アクセシビリティについて](#)

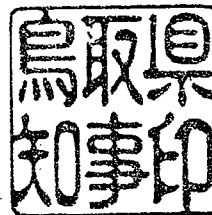




第201700192724号
平成29年11月8日

合同会社 NWE-09 インベストメント
代表社員 日本風力エネルギー株式会社
職務執行者 アダム・ベルンハード・バリーン 様

鳥取県知事 平井 伸治



(仮称) 鳥取風力発電事業に係る計画段階環境配慮書についての環境保全の見地からの
知事意見について (通知)

このことについて、「発電所の設置又は変更の工事業に係る計画段階配慮事項の選定並びに当該計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法に関する指針、環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針並びに環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令 (平成10年通商産業省令第54号)」第14条第3項の規定による意見は、別紙のとおりです。

(担当) 生活環境部環境立県推進課 池山、竹永 電話 0857-26-7876 ファクシミリ 0857-26-8194

事業実施想定区域の周辺では、希少猛禽類であるイヌワシの生息地情報があるほか、クマタカ、オオワシの生息情報もある。また事業実施想定区域の周辺の池はハクチョウ類やカモ類等の渡り鳥の越冬地となっているとする情報も得られている。このような地域特性を踏まえ、鳥類への影響について適切に環境影響評価を実施し、その結果を事業計画に反映すること。

また、事業実施想定区域の一部は鳥獣保護区に指定されていること、事業の影響は事業実施区域の周辺にも及ぶことなどを踏まえて、動物・植物・生態系への影響評価を行うに十分な調査範囲、調査時期等を考慮して環境影響評価を実施し、その結果を事業計画に適切に反映すること。

(7) 景観

本事業においては、風力発電機による影響のみでなく、風力発電機の取付ヤードや取付道路等の付帯設備の設置による景観への影響も懸念されるため、この点も踏まえて環境影響評価を実施すること。

鳥取市では、市域全体を景観計画地域の対象として景観づくりの基準を策定していることから、関係機関と協議及び調整の上、事業計画の検討を行うこと。

また、配慮書においては眺望点として選定されていないが、風力発電機の視認の可能性がある地点には、山陰海岸ユネスコ世界ジオパーク認定の際にジオサイトとして評価された鹿野城跡公園とその城下町等、さらには星空観察の適地とされる安蔵公園が存在することなども踏まえて環境影響評価を実施すること。

加えて、主要な眺望点からのみでなく、民家が集積している地区や住民が日常的に利用する主要な場所・施設等からの景観、さらには日中のみでなく夜間における景観も含めて適切に環境影響評価を実施し、風力発電機の設置による景観の変化が住民等に心理的圧迫感等を与える可能性についても十分考慮したうえで、その結果を事業計画に反映すること。

(8) 文化財

事業実施想定区域内において周知の埋蔵文化財包蔵地が存在するほか、未知の埋蔵文化財が存在する可能性があるため、あらかじめ関係機関と協議及び調整を行うこと。

(9) 事業地の選定

事業実施想定区域内には保安林や周知の埋蔵文化財包蔵地などが存在している。事業計画の検討においては、これらと風力発電機及びその付帯設備との併存に困難があると見込まれるエリアを事業地として選定しないなど、適切な対応を行うこと。

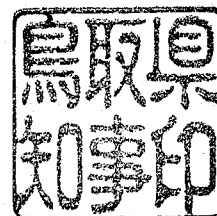
(10) その他の留意事項

当県では今年度末からの運航開始を目指して鳥取県ドクターヘリの導入準備が進められているところである。事業実施想定区域内及びその周辺でランデブーポイント（場外離着陸場）として想定される地点等について関係機関に確認し、またヘリコプターの飛行や離着陸等、鳥取県ドクターヘリの運用に影響を及ぼす範囲に風力発電機を設置することがないよう、関係機関と協議及び調整を行うこと。

第201800096646号
平成30年7月18日

経済産業大臣 世耕 弘成 様

鳥取県知事 平井 伸治



(仮称) 鳥取風力発電事業に係る環境影響評価方法書についての環境保全の見地からの知事意見について (通知)

このことについて、電気事業法第46条の7第1項の規定により、環境影響評価法第10条第1項の規定に基づく環境の保全の見地からの意見を別紙のとおり提出します。

(担当) 生活環境部環境立県推進課 池山、木下 電話 0857-26-7876 ファクシミリ 0857-26-8194

(4) 動物、植物、生態系

ア 動植物調査について、対象事業実施区域の面積に比して調査地点が過少に感じられる。動物、植物及び環境が互いに密接に関連していることを踏まえ、植生図等が現状を適切に反映しているか、重要な種だけでなく実施区域に生息している動植物の状況を的確に捉える調査手法となっているかなど、調査地点数を含め再度検討すると共に、その検討の経緯も合わせ、具体的に準備書に記載すること。

また、希少な植物種は代表的地質よりも特殊な地質に多いことに留意し、植物相や植生の調査においては、取付道路の設置場所も含め対象事業実施区域及びその周辺を綿密に調査すること。

イ 底生生物の調査（本編 P340、要約書 P65）について、湖山池に南西側から流れ込む河川には取付道路等の工事に伴う濁水が流入することが疑われる。水の濁りは魚類等の水生生物へ重大な影響を及ぼす可能性があることも踏まえ、改めて適切な調査地点が設定されているか、あるいは追加すべき調査地点が存在しないかの可能性も含めて検討した上で調査を実施すること。また底生生物としてイシガイ等が存在する可能性があるが、河川の1地点だけを調べて不存在が判断できるものではなく、一定程度のエリアの調査が必要であることに留意すること。

ウ 鷲峰山鳥獣保護区の一部が対象事業実施区域に含まれるが、当鳥獣保護区は、森林に生息する鳥獣の保護を図るために狩猟が禁止される保護区に指定されていることを踏まえ、現地調査等により実態を把握したうえで鳥獣への影響を可能な限り回避すること。

また、動植物、特に鳥類においては、対象事業実施区域において「鳥取県希少野生動植物の保護に関する条例」に基づき特定希少野生動物種に指定されているイヌワシ（クマタカ）の生息情報があり、営巣の確認は特に慎重に行う必要がある。対象事業実施区域の周辺では渡り鳥の越冬地の情報も得られているため、現地調査の際には、調査時期や調査地点を充分考慮して調査、予測及び評価するとともに、バードストライクによる影響については、国が公開している「風力発電立地検討のためのセンシティブティマップ」など最新の知見を踏まえ可能な限りの回避低減等対策を検討し、その結果を具体的に準備書に記載すること。

(5) 景観

ア 景観については、風車だけでなく取付道路等附帯設備の設置や、樹木の伐採、法面の処理などによる景観の変化も踏まえて調査、予測及び評価すること。フォトモンタージュ等の作成に当たっては、各季節毎に風車等が視認しやすい天候時に行うとともに、複数の風車や取付道路、法面等による景観への影響が把握できるようパノラマ画像等を用い広範囲の眺望景観及び身近な景観への影響等について、調査、予測及び評価をすること。

イ 地権者のみならず相当範囲の地域住民に影響が及ぶ問題であるため、法定の説明会に限らず積極的に説明の機会を設け、風車の設置位置のほか取付道路等附帯設備も含めて情報を速やかに公開すること。また、事業計画を進めるにあたっては、地域住民等が当事者として理解し、検討できるだけの具体的かつ詳細な事業計画を提供したうえで、景観に関する影響を十分に説明し理解を得るよう努めるとともに、その景観への影響が最小となるよう、配置や色彩等について十分に検討すること。

ウ 航空障害灯の点滅等による夜間景観への影響について、星空環境の保全の観点を含めて予測及び評価するとともに、結果を地域住民等に説明する際には、動画を活用するなどイメージしやすい説明に努めること。

エ JR 山陰本線及び山陰道をはじめとする主要な道路等からの景観のほか、鹿野町城下町景観形成重点区域や林道鳥取中央線における衣笠山展望台からの眺望を調査地点に加えるよう鳥取市より要望があることから、この点についても検討すること。

(6) 文化財

対象事業実施区域は現在までのところ文化財保護法に定める周知の埋蔵文化財包蔵地ではないものの、未踏査な地点や未知の埋蔵文化財包蔵地が存在する可能性があるため、風車及びその附帯設備の配置等の検討に当たっては、あらかじめ関係機関と協議のうえ適切に調査を実施するなど十分に注意を払うこと。

(7) 事業地等の選定

対象事業実施区域には、土砂災害警戒区域や土砂災害特別警戒区域のほか水源涵養保安林等が含まれている。風力発電機及び附帯設備の設置によりこれら区域が改変されることのないようその配置等を検討することとし、併せて、計画が具体化する段階においては、あらかじめ関係機関と十分に協議及び調整すること。

(8) 関係事業者

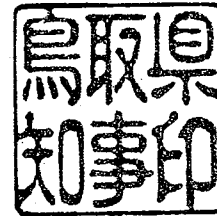
対象事業実施区域の一部の河川は湖山池に流入している。湖山池には漁業権が設定されていることから、事業実施にあたっては免許されている湖山池漁協に対し、適切な時期に十分な説明を行うとともに、工事にあたっては土砂流出及び濁水防止、工事完成後の土砂流出防止対策等について検討し適切に対応すること。



第201700102982号
平成29年7月31日

自然電力株式会社
代表取締役 磯野 謙 様

鳥取県知事 平井 伸治



(仮称) 鳥取市青谷町風力発電事業に係る計画段階環境配慮書についての環境保全の見地からの知事意見について (通知)

このことについて、「発電所の設置又は変更の工事業に係る計画段階配慮事項の選定並びに当該計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法に関する指針、環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針並びに環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令(平成10年通商産業省令第54号)」第14条第3項の規定による意見は、下記のとおりです。

(担当) 生活環境部環境立県推進課 池山、竹永 電話 0857-26-7876 ファクシミリ 0857-26-8194

記

1 総括的事項

- (1) 配慮書段階において収集した情報及び得られた環境保全の見地からの意見等は、今後の事業計画の検討に適切に反映するとともに、位置・規模又は構造・配置等の決定に当たっては、環境への影響を可能な限り回避または低減するよう最大限努めること。また、事業計画の決定に関して、環境影響への配慮の観点からの検討経過を環境影響評価方法書(以下「方法書」という。)に詳細に記載すること。
- (2) 本事業の実施に当たっては、周辺地域の住民、土地所有者、事業者等の関係者の理解が不可欠である。環境要素に応じて十分な範囲の地域の関係者に対し、事業及びそれに伴う環境影響に係る情報を積極的かつ分かりやすく提供するとともに、説明会その他の手法により関係者からの意見を聴取する機会を適切に設け、関係者からの意見や要望に対しては十分な説明や誠意ある対応を行うなど、誠実に理解醸成に努めること。
- (3) 環境影響評価の実施に当たっては、各環境要素の調査・予測の手法及び評価の指標について、学校、社会福祉施設その他の特に配慮を要する施設やそこで居住あるいは活動する人々の存在なども踏まえて十分に検討し、必要に応じて専門家の意見を聴取するなどして適切に設定するとともに、その設定根拠等を方法書に詳細に記載すること。また、環境影響評価の実施により、重大な環境影響が予測された場合は、事業の規模や風車の設置基数の縮小も含めて、計画の見直しを検討すること。

踏まえると、現状の予測評価には一定の不確実性がうかがえる。また、事業の影響は事業実施区域の周辺にも及ぶことなども踏まえて、動物・植物・生態系への影響評価を行うに十分な調査範囲、調査時期等を考慮して環境影響評価を実施し、その結果を事業計画に適切に反映すること。

(6) 景観

鳥取市では、市域全体を景観計画地域の対象として景観づくりの基準を策定していることから、関係機関と協議及び調整の上、事業計画の検討を行うこと。

また、風力発電機の視認の可能性がある眺望点には、山陰海岸ユネスコ世界ジオパーク認定の際にジオサイトとして評価された鹿野城跡公園とその城下町等が存在することも踏まえて環境影響評価を実施すること。

加えて、主要な眺望景観からのみでなく、民家が集積している地区や住民が日常的に利用する主要な場所・施設等からの眺望景観、さらには日中のみでなく夜間における景観も含め、適切に環境影響評価を実施し、その結果を事業計画に適切に反映すること。

(7) 文化財

事業実施想定区域周辺には国指定の史跡「青谷上寺地遺跡」の他、多数の文化財が存在しており、また事業実施想定区域内においても周知の埋蔵文化財包蔵地が存在するほか、未知の埋蔵文化財が存在する可能性があるため、あらかじめ関係機関と協議及び調整を行うこと。

(8) 事業地の選定

事業実施想定区域内には水源かん養保安林及び土砂崩壊防備保安林、砂防指定地、周知の埋蔵文化財包蔵地などが存在している。事業計画の検討においては、これらと風力発電施設との併存に困難があると見込まれるエリアを事業地として選定しないなど、適切な対応を行うこと。



別添 5

第201700316278号
平成30年4月4日

経済産業大臣 世耕 弘成 様

鳥取県知事 平井 伸治



(仮称) 鳥取市青谷町風力発電事業に係る環境影響評価方法書についての環境保全の見地からの知事意見について (通知)

このことについて、電気事業法第46条の7第1項の規定により、環境影響評価法第10条第1項の規定に基づく環境の保全の見地からの意見を別紙のとおり提出します。

(担当) 生活環境部環境立県推進課 池山、木下 電話 0857-26-7876 ファクシミリ 0857-26-8194

関と連携を取ること。

(4) 風車の影

風力発電機の稼働による風車の影の影響については、影響が最大となる季節や時間等を考慮して可能な限り正確に予測し、また予測結果を踏まえて適切な環境保全措置を講ずることにより住民生活等に及ぼす影響を可能な限り回避すること。

(5) 動物、植物、生態系

生態系の予測及び評価に当たっては、注目種と他の動物、植物や周辺環境との相互作用等を含めて把握するため、可能な限り多くの種を対象として調査を行うこと。また、事業実施区域周辺に生態系の上位種である猛禽類が生息していることから、事業実施区域が採餌場として重要な生態系を提供している可能性があるため、餌資源となる動植物について可能な限り定量的な調査、予測及び評価となるよう努めること。

動植物に係る調査を実施する時期は、その地域に存在する可能性のある希少種等の季節ごとの移動、あるいは開花・結実の時期等、注目すべき種の生態を踏まえて適切に設定すること。

事業実施区域周辺ではイヌワシやクマタカ等の希少猛禽類の生息・飛翔が専門家から指摘されており、また水尻池や日光池等はカモやコハクチョウなどの飛来地となっているほか、さらには区域周辺において特別天然記念物に指定されるコウノトリの飛翔があるなどの情報も得られている。これらの情報を踏まえながら、また必要に応じて専門家や地域住民等へのヒアリングを行いながら事業実施区域及びその周辺における鳥類の生息・飛翔に係る状況を十分な期間及び範囲で調査したうえで事業による影響を予測・評価し、適切に事業計画に反映すること。

(6) 景観

景観の調査、予測及び評価は、事業実施区域及びその周辺が山陰海岸ユネスコ世界ジオパークに認定されているエリアであり、その認定の際にジオサイトとして評価された鹿野城跡公園などが存在することなどを踏まえ、適宜ジオパークの関係機関等と協議・調整しながら実施すること。

JR 山陰本線及び山陰道をはじめとする主要な道路等を調査地点に加え、シークエンス景観（移動景観）に及ぼす影響についても調査、予測及び評価を行うこと。また、シークエンス景観に係る予測結果を地域住民等に説明する際には動画を活用するなど、イメージしやすい説明となるよう工夫すること。

夜間の景観においては、航空障害灯の設置による光の点滅による影響が懸念されることから、予測・評価の結果を地域住民等に説明する際には、動画を活用するなどイメージしやすい説明となるよう工夫すること。

(7) 文化財

事業実施区域内には周知の埋蔵文化財包蔵地のほか、未知の埋蔵文化財包蔵地が存在する可能性があるため、関係機関と協議のうえ適切に調査等を実施すること。

(8) 事業地の選定

事業実施区域内には土砂崩壊防備保安林が存在しているため、事業により当該保安林を改変することがないよう事業計画を検討すること。